

令和6年度猪名川天文台プラネタリウム  
システム等機器更新

【公募型プロポーザル実施要領】

令和6年4月

猪名川町企画総務部企画政策課

## 1. 目的

猪名川町の最北端にある大野アルプスランドには、プラネタリウムと望遠鏡設備を有した猪名川天文台（アストロピア）があります。当該施設は大野山の自然環境を生かして、楽しみながら自然の営み・驚異について学ぶ場を創造することを目的に2002年に整備され、これまで約13万人が来場し、多くの方々に愛されてきました。

現在のプラネタリウムは平成23年7月から使用しており、13年間の経とうとしています。そのため、プロジェクト基盤の不具合や音響機器のトラブルなど、その都度修繕対応による費用が発生している状況であり、万が一稼働しなくなった場合、施設を閉館しなければならない状況です。

本町の地域資源を活かした施設として、今後もプラネタリウムは必要不可欠であることから、以下のとおりプラネタリウム機器の更新にかかる企画提案を公募します。

## 2. 業務概要

- |           |                             |
|-----------|-----------------------------|
| (1) 業務名称  | 令和6年度猪名川天文台プラネタリウムシステム等機器更新 |
| (2) 業務内容  | 別紙仕様書のとおり                   |
| (3) 更新期間  | 契約締結日から令和7年3月31日まで          |
| (4) 契約限度額 | 12,100,000円（消費税含む）          |

## 3. 事業スケジュール、事務手順

- |                   |                      |
|-------------------|----------------------|
| (1) 4月19日（金）      | 公募開始                 |
| (2) 5月8日（水）12:00  | 企画提案書等に関する質問提出締切     |
| (3) 5月10日（金）      | 質問の回答                |
| (4) 5月14日（火）12:00 | 参加表明書、企画提案書等の提出締切    |
| (5) 5月16日（木）頃     | プレゼンテーション時間等の通知      |
| (6) 5月21日（火）      | プレゼンテーション（場所：猪名川天文台） |
| (7) 5月23日（木）      | 審査結果通知               |
| (8) 5月下旬          | 仮契約締結（+特記仕様書の策定など）   |

※猪名川町議会の議決を経た後、本契約を締結するものとする

## 4. 参加資格

以下の資格を全て有するものとする。

- (1) 競争入札参加資格者名簿（令和5・6年度）に登録されていること、または、名簿に登録されていない場合は、次の書類を整え、応募書類と合わせて提出することで参加可能とする。

ア 定款又は寄付行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）

- イ 法人税、消費税及び地方消費税、町税の納税証明書（非課税の場合は、これに代わる書類）
  - ウ 猪名川町暴力団排除に関する条例（平成24年条例第7号）に規定する誓約書
- (2) 町において指名停止を受けている期間でないこと。
  - (3) 猪名川町税、法人税又は所得税等を滞納していないこと。
  - (4) 地方自治法施行令第167条の4に基づく資格制限に該当する者でないこと。

## 5.担当課等

所在地：〒666-0292 兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑11番地の1

担当：猪名川町企画総務部企画政策課広報戦略室

TEL：072-766-8707

E-Mail：[inakanko@town.inagawa.lg.jp](mailto:inakanko@town.inagawa.lg.jp)

## 6.質問の受付及び回答

- (1) 受付期間 令和6年4月19日（金）から令和6年5月8日（水）12:00まで
- (2) 受付場所 上記5.に同じ
- (3) 質問方法 質問書に必要事項を記載のうえ、E-mailにて送付（窓口・電話での質問は原則受け付けない）
- (4) 回答 令和6年5月10日（金）に、町ホームページにおいて公表
- (5) その他 回答内容は、本実施要領及び仕様書の追加または修正事項とみなす

## 7.参加表明書、企画提案書等の提出期限、場所及び方法

- (1) 提出期限 令和6年5月14日（火）12:00まで ※土・日曜日及び祝日は除く
- (2) 提出場所 上記「5.担当課等」に同じ
- (3) 提出方法 直接持参もしくは郵送（必着）  
※郵送の場合は書留等、郵便局が配達した事実の証明が可能な方法で送付
- (4) 提出書類
  - ①参加表明書（指定様式）
  - ②企画提案書（指定様式）以下の各点について記載すること。
  - 1) 応募者は、仕様書の「3.更新業務の内容」に従い企画を提案すること。提案内容を補足するための参考資料を添付することもできる。
  - 2) 一部再委託を行う場合は、再委託先及び再委託内容についても企画提案書に記載すること。  
※内容により、一部再委託を承諾しない場合あり
  - 3) スケジュール

#### 4) 過去5年間の同種・類似業務の実績

同業務を実施するために要した費用や期間・スケジュール等についても記載すること。

- ③ 提案者の概要 (指定様式)
- ④ 業務実施体制等報告書 (指定様式)
- ⑤ 誓約書 (指定様式)
- ⑥ 提案内容書 (任意様式・A4版20枚以内)
- ⑦ 工程表 (任意様式)
- ⑧ 見積書 (任意様式)

※見積書の内訳書(任意様式)を別途添付すること

- ⑨ その他必要書類 (任意様式)
- (5) 提出部数
- ②企画提案書を表紙とし、③提案者の概要から⑨その他必要書類までを簡易製本し、正本1部、副本9部を提出すること。

## 9.留意事項

- (1) 企画提案書等の提出は1社につき1案のみとする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。また、提出された書類は、猪名川町情報公開条例(平成10年条例第26号)に基づく情報公開請求の対象となる。
- (3) 本プロポーザルは、受託候補者を決定することを目的に実施するものであり、必ずしも提案された内容で実施するものではない。
- (4) 企画提案書等の提出期限後における書類の追加、修正及び再提出には原則として応じない。
- (5) 企画提案書等の作成及び提出並びにヒアリングに要する費用は、提案者側の負担とする。
- (6) 提出された企画提案書等は、当該提案者に無断で、二次的な使用をしてはならない。

## 10.ヒアリング審査(デモ・プレゼンテーション及び質疑応答)

プロポーザルは、企画提案書に基づくヒアリング(プレゼンテーション)を実施する。

- (1) 実施日時・場所 令和6年5月21日(火)猪名川天文台  
実施時間については、正式決定の後、参加表明書に記載されたメールアドレス宛てに電子メールで通知する。
- (2) ヒアリングの出席者は、予定業務担当者を含む3人以内とする。
- (3) 実施方法  
1社あたりの時間は130分間で、機種は1機種のみ提案とする。機器の特性上、設置等の準備時間を60分確保しており、設置後プレゼンテーションを開始する。

(機器の設置準備等 60 分、デモ・プレゼンテーション 40 分、質疑応答 20 分、撤去・片付け等 10 分)

(4) デモ・プレゼンテーションの内容

7(4)②企画提案書の提案について、システム画面及び提案機器等により説明を行うこととする。企画提案書に掲載の無い内容を、当日追加で説明はできない。

(5) 使用機器

デモ・プレゼンテーションで使用する機器等については、提案者で準備すること。ただし、スクリーン及びプロジェクタは町が準備するものを使用して構わない。また、プレゼンテーションは提案書に記載した内容に限るものとする。

(6) ヒアリングの順番

ヒアリング審査の順番については、基本的に企画提案書の提出順の逆とする。また、公平性を確保するため、提案者は他の提案者のプレゼンテーションを傍聴できない。

(7) その他

猪名川町役場に所属する職員の中で、当日審査には参加しないが、デモ・プレゼンテーションのうち、はじめの 15 分間は傍聴する希望があれば、これを認める。ただし、選定委員会委員長の許可を得る必要がある。

## 1 1. 審査、評価基準

審査は、事業内容・事業実施の的確性・独創性・実現性・創造性・見積額等各方面から総合的に行い、応募者の中から最も優秀な提案者を 1 社選定し、契約締結に向け詳細を協議する。なお、協議が合意に至らなかった場合は次順位の者と協議に入るものとする。

(1) 審査方法

審査は、町職員で組織するプロポーザル選考委員会にて行う。

(2) 選考結果

選考結果については、選定された者にはその旨を、選定されなかった者にはその旨を「結果通知書」により通知する。選定結果に対する異議申立は一切受け付けない。

(3) 結果公表

審査結果確定後、全参加者の見積価格及び評価点について、選考結果通知日から 5 日間（閉庁日を除く）、役場担当課の窓口において公表する。審査項目ごとの評価点は、自らのものに限り照会することができる。

(4) 評価基準

審査項目、配点及び採点方法については次の表のとおりとする。

評価基準	評価のポイント
企業実績及び業務体制 (10点)	これまでに本業務の実施に類似あるいは関連する業務を実施した実績があるか。仕様書に定められた業務を安定的に実施することができる実施体制か
光学式プラネタリウム 機器 (10点)	恒星、惑星等星空の表示が基本的事項を満たしており、優れた星空を再現できるか。
光学式プラネタリウム 機能 (10点)	日時・場所、星座等、仕様のとおり可能で、その他優れた機能があるか。
デジタル映像機器 (10点)	明るさや解像度が基本的事項を満たしており、設置する部屋の構造、広さ等から最適であるか。
デジタル映像機能 (10点)	静止画・動画、文字、オーディオ等、仕様を満たしており、その他優れた提案があるか。
操作 (10点)	良好な操作を実現するための具体的な提案がなされ、初心者にも分かりやすい操作性であるか
保守・メンテナンス 対応 (10点)	保守費用やランニングコストが示され、長期的な維持管理等について具体的に提案されているか。
自由提案等 (10点)	番組コンテンツなどをはじめ、天文に関心・興味を持てるような工夫を期待できるか。
熱意 (10点)	本業務に対し熱意を感じられるか。
見積価格 (10点)	<b>価格点 = 100 - 100 × 見積価格 / 予定価格</b> ※小数第3位 (4位四捨五入) とし、10点以上の場合は10点とする ※見積価格及び予定価格ともに税込

## 12.無効となる参加表明書または提案書等

参加表明書または提案書等が、以下に該当する場合は無効となることがある。

- (1) 提出方法、提出場所、提出期限に適合しないもの
- (2) 指定する作成様式及び記載上の注意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの
- (4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの
- (6) 見積が契約限度額を超えているもの

### 1 3.失格条件

次に掲げる事由が生じた場合には、プロポーザルの参加資格または合格者の決定を取り消すこととする。

- (1) 契約時に指名停止である場合
- (2) プロポーザル開始時から契約間に、不正行為が認められた場合
- (3) その他、審査会が不適格と認めた場合
- (4) 他の提案事業者に対する妨害行為、あるいは選定にかかる町職員への職務執行を妨害する行為を行った場合

### 1 4.契約手続

審査の結果、最も優れた提案者と契約の交渉（提案書等の修正協議を含む）を行う。

- (1) 契約締結について  
選定された者（以下「受注者」という。）と随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。なお、その際には、受注者はあらかじめ見積書を提出するものとする。
- (2) 契約保証金について  
契約保証金については、契約額の1/10以上とし、契約締結と同時に納付することとする。（契約請負側が保険会社との間に町を被保険者とする履行保証保険契約による証書の提出でも可とする。）
- (3) 再委託の禁止  
受託者は、町の承認を得ることなく受託業務を他人に委託することはできない。
- (4) その他  
本業務を遂行する上で知り得た情報については、町の承認を得ることなく第三者に漏らしてはならない。